

福岡県公報

平成20年9月24日
第2877号

目次

告示(第1528号 - 第1533号)

急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 1
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課) 1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 2
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課) 3
公 告		
建設業の営業の一部停止	(建築指導課) 3
建設業の営業の一部停止	(建築指導課) 3
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(監視指導課) 4

告 示

福岡県告示第1528号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成20年9月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 白野江(C)
- 2 区域の所在地 北九州市門司区大字白野江、白野江三丁目

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から6号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と6号とを結んだ線に囲まれた区域

市	区	大字	字	地番	標柱番号
北九州市	門司区	白野江	高立	797番1	1号
				797番5	2号
		白野江三丁目	797番2	3号	
			799番	4号	
			803番	5号及び6号	

福岡県告示第1529号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成20年9月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 組合の名称
古賀市鹿部土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
(変更前)
平成10年9月25日から平成21年3月31日まで
(変更後)
平成10年9月25日から平成21年12月31日まで
- 3 施行地区
古賀市鹿部及び古賀市花鶴丘3丁目の各一部
- 4 事務所の所在地
古賀市花鶴丘2丁目112番
- 5 設立認可の年月日

平成10年9月11日
6 変更認可の年月日
平成20年9月11日

福岡県告示第1530号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年9月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫郡那珂川町大字山田字僧原274 - 1 及び274 - 6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫郡那珂川町中原三丁目127 - 805

基田 望・基田 節子

福岡県告示第1531号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年9月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市桑野字倉谷799の6、799の149、字神有1503の2、字普門寺2947の2、千手字川ソコ3803の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1532号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年9月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町妹川字重虎3338の1、字上園3397の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字重虎3338の1・字上園3397の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1533号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区
の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年9月24日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
鞍手町古門土地改良区	平成20年9月11日

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一
部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年9月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成20年9月10日

2 処分を受けた者の商号等

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社高尾工業	糟屋郡久山町大字久原3308-1	高尾 正守	平成17年12月21日 福岡県知事（般-17） 第67131号
株式会社國崎組	糟屋郡久山町大字山田551	國崎 仁	平成18年12月27日 福岡県知事（特-18） 第8920号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

ア 株式会社高尾工業

平成20年9月24日から平成20年9月30日までの7日間

イ 株式会社國崎組

平成20年9月24日から平成20年9月30日までの7日間

4 処分の原因となった事実

(1) 株式会社高尾工業は、建設業法第3条第1項第2号の規定に違反して、特定建設業の許可を受けずに政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

(2) 株式会社國崎組は、株式会社高尾工業が特定建設業の許可を受けていないことを知って、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第7号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年9月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成20年9月10日

2 処分を受けた者の商号等

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社北代組	直方市大字下境4448	北代 重則	平成17年5月1日・平成17年6月10日 福岡県知事（般 - 17） 第61959号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成20年9月24日から平成20年9月30日までの7日間

4 処分の原因となった事実

有限会社北代組は、建設業法第3条第1項第2号の規定に違反して、特定建設業（土木一式工事）の許可を受けずに政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成20年9月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社ダイフク

(2) 所在地

八女郡広川町大字水原字若山口4769 - 8

(3) 代表者

代表取締役 澤田 泰久

2 行政処分の内容

改善命令

3 処分の年月日

平成20年9月4日

4 処分の理由

法第14条第12項の規定により適用される産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管を行っていることが、法第19条の3第2号の規定に該当するため。